

# 地域子ども・子育て支援事業の概要

## 事業概要

子ども・子育て新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施する。

- ①利用者支援【新規】
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業  
その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る不足給付を行う事業【新規】
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

※②～⑩の事業は、現在も既に実施中。新制度上の位置付けにあたって必要な事業の充実や運用の改善については、現状を踏まえつつそれぞれ検討される。

※⑪放課後児童クラブの設備及び運営に係る基準は、今後、市町村が条例で定める。（条例制定のための基準等は、国の社会保障審議会児童部会を中心に検討される。）

※⑫、⑬の事業は、幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細が検討される。

# ①利用者支援【新規】

## 事業内容

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う。

## 事業法定化の経緯

新制度では多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のために個々のニーズに応じて教育・保育や事業を的確に提供するため、子どもや保護者が自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネーション（調整）が必要であると考えられたため法定化された。

## 事例

◎横浜市：保育コンシェルジュ

- ◆保育コンシェルジュとは、保育サービスに関する専門相談員
- ◆市内18の全区役所に職員（非常勤）を配置
- ◆具体的な業務

保育サービスの  
利用に関する相談

個別ニーズや状況を把握し、適切な情報提供を行う。

入所保留児の  
アフターフォロー

ニーズにマッチした認可保育所以外の保育サービスの情報提供・紹介を行う。

保育資源・  
サービスの情報収集

入所状況等の情報を収集・整理し、情報提供できるツールとしてまとめる。

保護者  
ニーズ

保育  
サービス

※保護者ニーズと保育サービスの適切な結びつけ

## ②地域子育て支援拠点事業

### 事業内容

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。

### サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。  
 (※市町村の判断(事業の着実な実施に向けた努力義務あり))

### ～防府市の取組状況～

### 実績(平成24年度)

施設数：7か所(平成25年4月1日現在)  
 延べ利用人数：21,386人

### 平成25年度実施内容

| 名称                    | 実施場所    | 子育て相談                    | その他実施行事等                           |
|-----------------------|---------|--------------------------|------------------------------------|
| ほうふ<br>子育て支援センター      | 錦江保育園   | 月～金曜日<br>午前9時～午後5時       | 園庭開放、ちびっこサロンひよこ、ほうふ子どもの城「トイライブラリー」 |
| なかよしポケット              | 西佐波保育園  | 月～土曜日<br>午前10時～午後3時      | 園庭開放、保育士による講座・講習会、親子の体育教室、子育て講演会   |
| きんこう第二<br>子育てひろば“トトロ” | 錦江第二保育園 | 月～金曜日<br>午前9時30分～午後4時    | 園庭開放、子育てサロン                        |
| 牟礼<br>子育て支援センター       | 牟礼保育園   | 火～木曜日<br>午前9時30分～午後2時30分 | 園庭開放                               |
| たけのこクラブ               | 小野保育園   | 月・水・金曜日<br>午前10時～午後3時    | 園庭開放                               |
| 右田<br>子育て支援センター       | 右田保育園   | 火～木曜日<br>午前9時～午後2時       | 園庭開放、サークルぴよんぴよんクラブ                 |
| 東牟礼<br>子育て支援センター      | 東牟礼保育園  | 水～金曜日<br>午前9時30分～午後2時30分 | 園庭開放                               |

### ③妊婦健康診査

#### 事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診を行う。

#### 国が示している妊婦健康診査の実施基準

- ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
- ◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
- ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回



上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度

#### サービス提供・給付責任

市町村が必要に応じて健康診査を行う。

(※事業の実施の方法(実施回数、公費負担額等)は市町村の判断)

#### ～防府市の取組状況～

#### 実績(平成24年度)

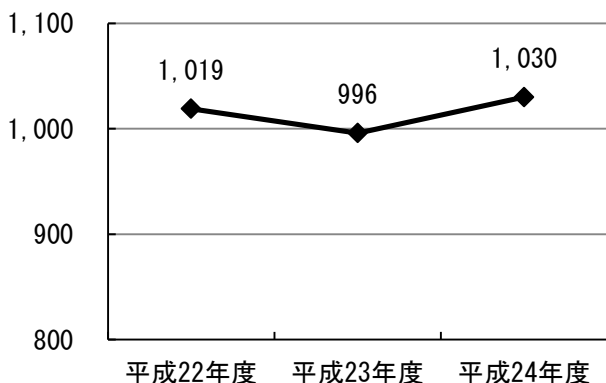
妊娠届出数: 1,035人

受診者数: 前期(1回目) 1,030人、後期(11回目) 891人

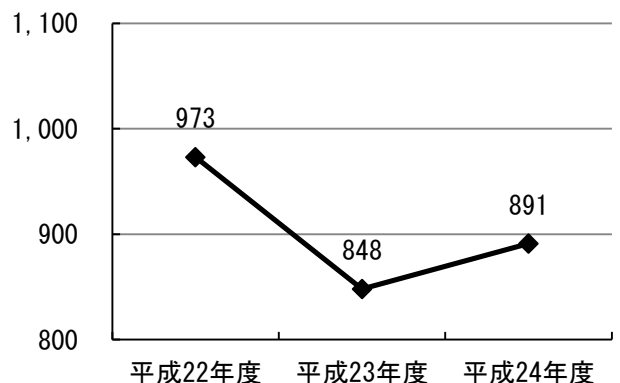
○防府市では、妊娠届出時に14回の「妊婦一般健康診査受診票」を手渡し、医療機関で健診を行う。

○里帰りなど県外で受診する場合は受診票が使えないため、健診費用の補填を行う。

前期受診件数



後期受診件数



## ④乳児家庭全戸訪問事業

### 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

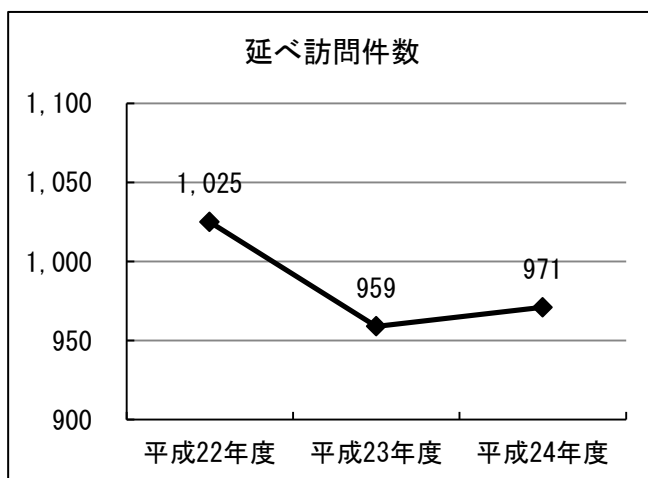
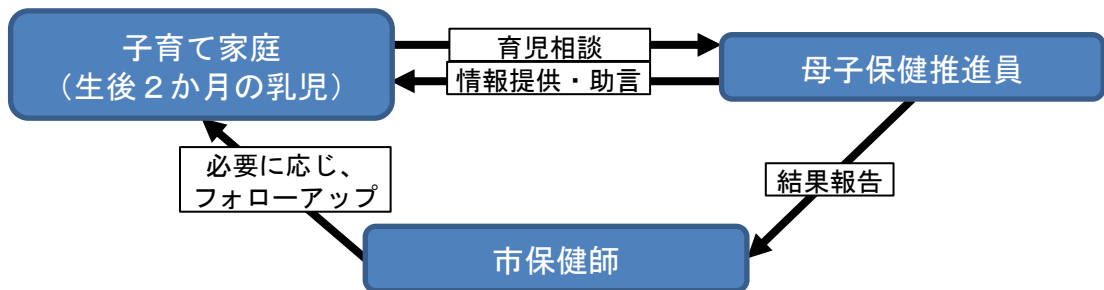
### サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。  
(※市町村の判断(事業の着実な実施に向けた努力義務あり))

### ～防府市の取組状況～

### 実績(平成24年度)

延べ訪問件数：971件



## ⑤養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

### 事業内容

#### 【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う。

#### 【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための取組に対する支援を行う。

### サービス提供・給付責任

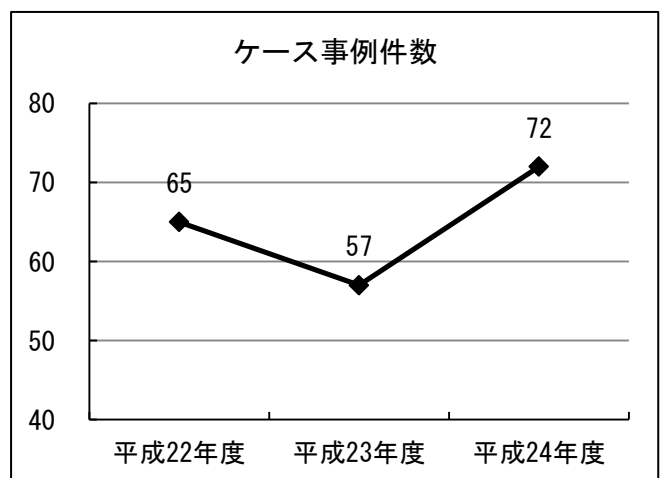
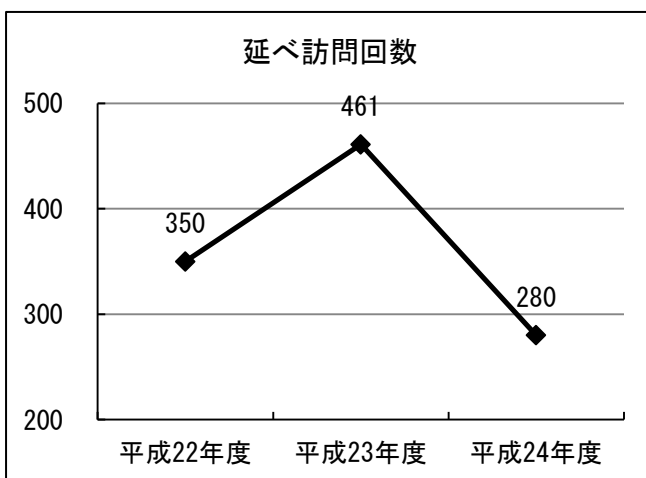
サービス提供・給付の義務付けはない。

（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務、事業実施の努力義務及び要保護児童対策協議会の設置あり））

### ～防府市の取組状況～

#### 実績（平成24年度）

派遣家庭数：17件      延べ訪問件数：280件  
ケース検討会議：72事例50回



## ⑥子育て短期支援事業

### 事業内容

#### 【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる。

#### 【夜間養護等（トワイライト）事業】

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

### サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。  
(※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり）)

### ～防府市の取組状況～

#### 実績（平成24年度）

【ショートステイ】延べ利用児童数：23人

【トワイライト】延べ利用児童数：29人

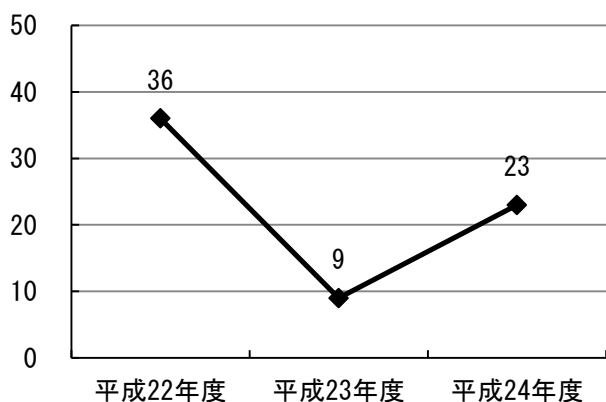
### 利用料

【ショートステイ】2歳以上児2,750円、2歳未満児・慢性疾患児5,350円 等

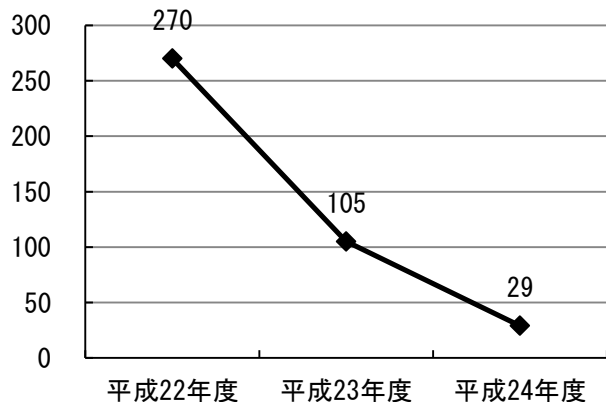
【トワイライト】夜間750円、宿泊750円、土・日・祝日1,350円

(※生活保護世帯について、減額あり)

ショートステイ延べ利用児童数



トワイライト延べ利用児童数



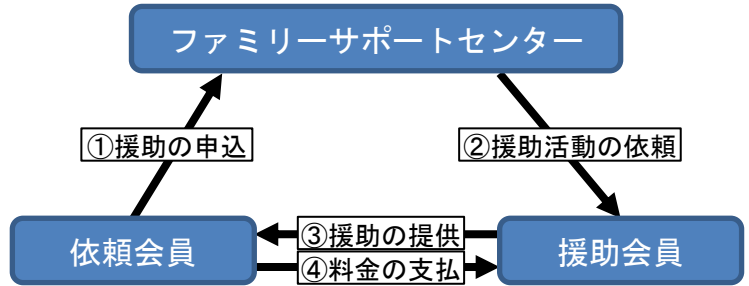
## ⑦ファミリー・サポート・センター事業

### 事業内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

#### 相互援助活動の例

- ・ 保育施設までの子どもの送迎
- ・ 保育施設の開始前や終了後、学校の放課後の子どもの預かり
- ・ 冠婚葬祭、買い物等外出の際の子どもの預かり など



### サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。  
（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

## ～防府市の取組状況～

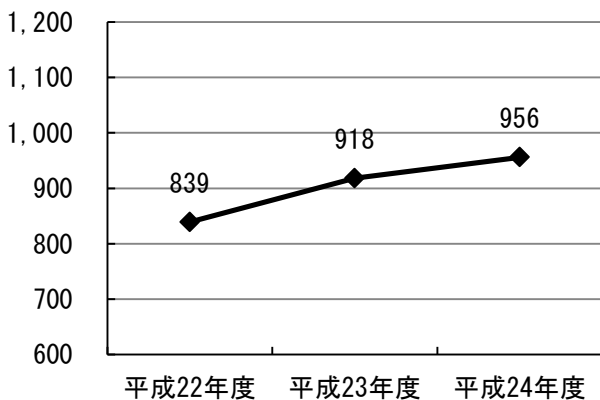
### 実績（平成24年度）

会員数：956人（依頼会員619人、援助会員172人、両方165人）  
活動件数：1,938件

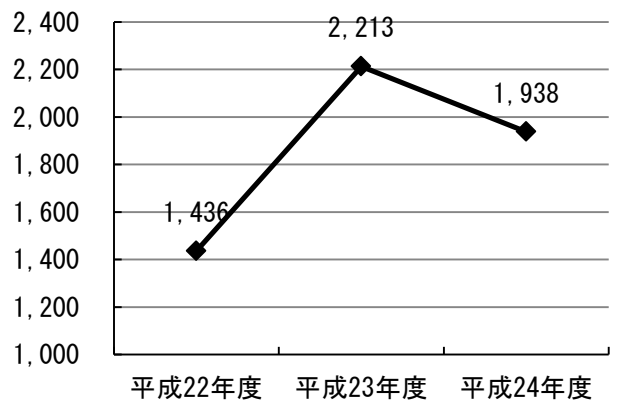
### 利用料

平日（7：00～19：00）1時間あたり600円  
平日早朝・夜間、土・日・祝日1時間あたり700円

登録会員数



活動件数





## ⑧一時預かり

### 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。

### サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。  
(※市町村の判断(事業の着実な実施に向けた努力義務あり))

### ～防府市の取組状況～

#### 実績(平成24年度)

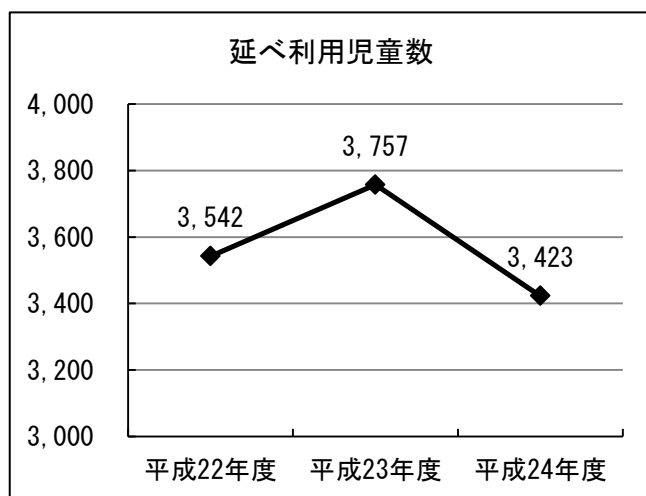
実施施設数：22か所(公立3か所、私立19か所)  
延べ利用児童数：3,423人

### 利用料

1人4時間900円、8時間1,800円

### 利用対象者

育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童(保護者の利用理由は問わない。)



## ⑨延長保育事業

### 事業内容

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行う。

### サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。  
(※保育所及び市町村の判断)

### ～防府市の取組状況～

#### 実績（平成24年度）

実施施設数：21か所（公立3か所、私立18か所）

0.5時間延長 3か所、1時間延長 17か所、2時間延長 1か所

### 利用料

各保育所において設定  
(※市立保育所は1人1日あたり100円)

## ⑩病児・病後児保育事業

### 事業内容

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に医療機関において保育を行う。

### サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。  
(※市町村の判断(事業の着実な実施に向けた努力義務あり))

### ～防府市の取組状況～

#### 実績(平成24年度)

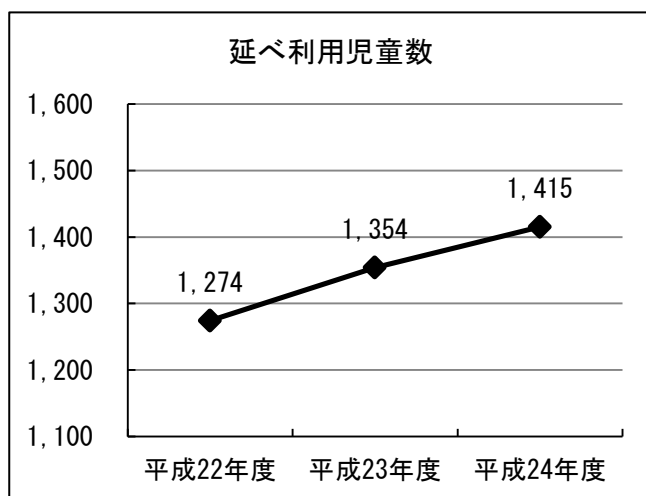
実施施設数：1か所  
延べ利用児童数：1,415件

### 利用料

1人1日2,000円(4時間以内は1,000円)  
(※所得の状況等により減免あり)

### 利用対象者

防府市に住民登録のある0歳から小学4年生まで  
(※市外の人でも、市内の保育所に通っている場合などは、利用可)



## ⑪放課後児童クラブ

### 事業内容

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができないおおむね10歳未満の児童に対して、学校や児童館などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。（一般的に「学童保育」と呼ばれることが多い。）

平成24年の法改正により、対象範囲が  
おおむね10歳未満から小学校就学児童までへ拡大

### ～防府市の取組状況～

防府市では、「留守家庭児童学級」「留守家庭児童クラブ」という名称で、野島小学校を除く小学校16校及び児童館4館に設置。

### 実績（平成24年度）

実施施設数：23か所（留守家庭児童学級19か所、留守家庭児童クラブ4か所）  
利用児童数：808人（平成24年5月1日現在）  
※留守家庭児童学級は1学級新設しており、平成25年度から20か所

### 利用料

留守家庭児童学級 1人1月3,000円  
留守家庭児童クラブ // 2,500円  
長期学校休業期は別途加算あり  
（※所得の状況・同時入級等により減免あり）

### 利用対象者

留守家庭児童学級及び留守家庭児童クラブのある地域の小学校に在籍する1年生から3年生で、放課後に家庭において保育ができない児童

